

2025年5月7日

お客さま 各位

長野県労働金庫
理事長 小池 政和

当金庫は2025年6月23日に開催する第76回通常総会において、定款第17条の規定に基づき、所在不明会員の除名決議を行うことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、所在不明会員に該当することにお心当たりのある方は、2025年6月9日（月）までに、会員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類と出資証券およびお届出印を当金庫本支店窓口にご持参のうえ、届出住所の変更等の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 「所在不明会員」とは、2025年3月31日現在で次の要件のいずれにも該当する会員の方とします。
 - (1) 継続して5年以上当金庫の事業（各種預金・融資取引等）を利用していない方
 - (2) 当金庫の通知または催告が5年以上継続して到達しなかった方
2. 労働金庫法および当金庫の定款の定めるところにより、除名対象者の方は、総会において弁明することができます。
3. 除名により脱退された方には、当該除名の決議をした総会の翌年の総会以降に出資金の払戻をいたしますので、ご本人を確認できる書類と出資証券およびお届出印をご持参のうえ、当金庫本支店窓口までお越しいただきますようお願い申し上げます。なお、ご来店の際には、あらかじめご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

以上

【お問合せ先】

長野県労働金庫 業務支援部（担当：林） 電話 026-237-3788（平日 9：00～17：00）